



YELL・Spirits

2016年12月号

エール・スピリッツ



Contents

発行：社会保険労務士法人エール

〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018 エールビル 1F

TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072

Email: info@sr-yell.com URL: <http://www.sr-yell.com>

Facebook: <https://www.facebook.com/yell1354>

- 代表鎌倉より
- 今月のエールより
- 10月より見直された雇用関係助成金
- マイナンバー年金も始動
- 賞与保険料率のご案内とお願い
- お仕事備忘録
- 企業 PR コーナー
- スタッフコラム

鎌倉です。年内も残すところあと僅かですね。エールも繁忙期に突入しました！

12月1日は私が社労士登録をした日なのですが、今年で満15年になりました。愛子さまの誕生日と同じ日なので、忘れることなく振り返りの機会になっています。エールが多くの皆様との出会うことができ、そしてご期待をいただけること、今こうして皆様多くの企業と関わらせていただき、人の側面から企業経営をサポートさせて頂いていることに、感謝しかありません。

今年は3月に韓国の電子政府、6月にエストニアの電子政府について現地の視察や企業訪問などの機会がありました。世界においては、より人間でなければできない仕事を人間がする、ということが徹底していることに気づかされます。

ここから先の日本を考えると激動の時代になることは間違いありませんし、多くの企業がこれに対応していくことになります。そして日本の少子高齢化は世界に類をみないスピードで進んでいきます。これからはますます人に焦点があたる時代になります。我々の社労士業務も、仕事のあり方は大きく変化していくと思います。でも“人”の問題は非効率なことはたくさんあり、人でなくてもできることこそ徹底して合理化していかないと、そこにしっかり注力できない。エールはどんなサポートをしていくべきなのか、お客様にとって本当に価値ある事務所とはどんな事務所か。そうなるにはどんな課題をのりこえていく必要があるのか、日々はどうあるべきなのか、メンバーとこうした議論を重ねなければならないと思っています。

これまで私が歩んできた15年の延長上ではなく、メンバーと新たな15年を、新たな社労士事務所を創る段階に入ったと日々いろいろな局面で感じています。組織一丸となってどう皆様のお役にたてるかが問われている、そして求められていると感じます。未来をまず、描こう！というところからやっていきます。そして、メンバーの未来ともすりあわせる。私どもの取り組みも皆様に共有させていただけるようにありたいと思っています。年内も一同 最後まで走ります！



ボジョレー解禁日 今年も“酒のアトリエ kissyo”様の美味しいワインを楽しませていただきました！

<http://jizake-ya.com/> (←吉祥様の HP です)



若手従業員様向けライフプラン研修を顧問先様で毎年させていただいています(CFP 滝瀬)



建設業社会保険未加入問題も大詰めを迎えています。加藤が講師を務めた記事が掲載されました

平成28年10月より 新設・見直しされた雇用関係の助成金

平成28年度第2次補正予算が成立し雇用関係の助成金が新設・見直しされました。
今回の助成金新設・見直しは、一億総活躍社会実現の加速を目的とされています。特に、「高齢者の雇用推進」と「介護離職ゼロ」という方針は、今後、企業の人事管理において大きな影響を与えることになります。

今回の助成金の新設・見直しの中での注目は、高齢者の雇用推進を支援するための「65歳超雇用推進助成金」の新設と、仕事と介護の両立を推進するための職場環境整備を行った企業への支援としてこれまでの「介護支援取組助成金」から移行した「介護離職防止支援助成金」です！

「65歳超雇用推進助成金」のご案内

「ニッポン一億総活躍プラン」を受け、将来的に継続雇用年齢や定年年齢の引き上げを進めていく必要があることから、65歳以降の継続雇用延長や65歳までの定年年齢の引き上げを行う企業に対する支援を拡充するための助成金が創設されました。

概要

「65歳超雇用推進助成金」は、高齢者の雇用促進を目的として、**65歳以上への定年の引上げ、定年の定めの廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入**のいずれかを導入した事業主に対して行う助成制度です。

支給額

定年引上げ等の措置の内容に応じて、下表の金額を支給します。

65歳への 定年引上げ	66歳以上への定年引上げ または、定年の定めの廃止	希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入	
		66歳～69歳	70歳以上
100万円	120万円	60万円	80万円

※定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合でも、支給額は定年引上げを実施した際の額となります。

主な 支給要件

- ・制度を規定した際に経費を要した事業主であること。
- ・制度を規定した労働協約または就業規則を整備していること。
- ・制度の実施日から起算して1年前の日から支給申請日までの間に、高年齢者雇用安定法第8条または第9条に違反していないこと。（第8条…60歳以上の定年を定めていること。第9条…定年定めの廃止、65歳以上の定年か継続雇用制度を定めていること）
- ・支給申請日の前日において、1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること。

両立支援等助成金（介護離職防止支援助成金）のご案内

仕事と介護との両立の推進を図る目的で職場環境を整備し、介護休業を取得・職場復帰をした労働者や介護のための所定外労働の制限等の利用者が生じた事業主に対して、助成金が支給されます。

<取組の手順>

1 仕事と介護の両立のための職場環境整備

2 介護支援プランによる介護休業の取得等の支援について明文化・周知

3 対象労働者の介護支援プランの作成

4 介護支援プランに沿って

介護休業の取得・職場復帰

仕事と介護の両立のための介護制度の利用

仕事と介護の両立のための職場環境整備とは・・・

具体的には、厚生労働省が指定する様式を使用して、以下①～④の全ての取り組みを行うことが必要です。

- ①従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握（社内アンケート）
- ②制度設計・見直し（介護休業関係制度に係る就業規則等の整備）
- ③介護に直面する前の従業員への支援（社内研修の実施、介護休業関係制度の周知）
- ④介護に直面した従業員への支援（相談窓口の設置及び周知）

介護支援プランとは・・・

介護に直面した労働者の状況・希望を踏まえ、事業主が作成する仕事と介護の両立のための働き方等についての計画です。

介護休業・介護制度とは・・・

（介護休業とは・・・）連続1か月以上（分割取得の場合は合計30日以上）の休業

（介護制度とは・・・）「所定外労働の制限制度」、「時差出勤制度」、「深夜業の制限制度」の利用

助成金	企業規模	大企業	中小企業	備考
介護休業	支給額	40万円	60万円	1事業主2回まで支給（無期雇用、期間雇用各1回）
介護制度	支給額	20万円	30万円	1事業主2回まで支給（無期雇用、期間雇用各1回）

2000年には8,600万人であった日本の労働力人口（15歳～65歳人口）ですが、現在は7,682万人と約1,000万人も減少しており、さらにこの傾向は急激な少子高齢化社会の進展と合わせて、加速をつけて進んでいく事が予測されています。そのような環境の中、エールへも「求人に応募がない」「離職率を下げたい」「現有社員を成長させたい」など採用、人材育成に関するお悩み、ご相談をいただくケースも急激に増えておりますが、皆様はいかがでしょうか？

今回の雇用関係助成金の新設・見直しは、これまでとは少し視点を変えた多様な働き方の推進を後押しするものと言えます。助成金の活用と合わせて、これまでとは異なる人材活用が取り入れられないか？検討をお勧めいたします。



日本年金機構のマイナンバー利用 平成 29 年 1 月以降に始動へ

本年 1 月から開始したマイナンバー制度、この時期は年末調整にて再度注目が集まっていますが、新たな動きとして先日、日本年金機構によるマイナンバー利用の開始が発表されました。

具体的には、健康保険・厚生年金分野（いわゆる社会保険分野）における各種届出書に、マイナンバー欄が追加されます。この様式変更は、来年 1 月 1 日から行われることになっていますが、日本年金機構におけるマイナンバー利用が延期されたことに伴い、まずは健康保険組合へ提出するものから変更されることになっています。

よって今回の影響は、まずは健康保険組合に加入の事業所からとなりますので、対象事業所は注意が必要です。ただ協会けんぽ加入の事業所においても、同様の取り扱いになる時期はそう遠くないと思われますので、開始時期については最新情報の確認をしていきましょう。



【ここでおさらい】雇用保険分野については制度開始（H28.1～）と同時に記載欄が設けられていたマイナンバー。一方、日本年金機構における利用は、昨年発覚した同機構による個人情報漏洩問題の影響もあり、当分の間、延期されていました。

賞与保険料に関するご案内とお願い

賞与に対しても雇用保険料・健康保険料（介護保険料含む）・厚生年金保険料がそれぞれかかります。給与ソフトの料率設定は給与の保険料率と賞与の保険料率とそれぞれ別に登録・変更が必要な場合がありますので、賞与計算前に再度、料率のご確認をお願い致します。社員負担分の保険料率は次のとおりです。

☆雇用保険料

賞与支給額 × 4/1,000（建設業は5/1,000）

☆健康保険料

神奈川 標準賞与額 × 49.85/1,000

東京 標準賞与額 × 49.80/1,000

☆介護保険料（40歳以上65歳未満の被保険者）

一律 標準賞与額 × 7.9/1,000

☆厚生年金保険料（70歳まで）

標準賞与額 × 90.91/1,000

標準賞与額とは？

賞与支給総額の1,000円未満を切り捨てた額

（例）支給総額 689,500円



標準賞与額689,000円

上限：健康保険 年度573万円

厚生年金 月間150万円

健康保険・介護保険料率は、協会けんぽ神奈川支部および東京支部のものです。

協会けんぽのその他支部・健康保険組合・厚生年金基金に加入している企業様は保険料率が異なります。



賞与について

- 賞与支給の有無・支給日が決定しましたらご連絡下さい。（不支給の場合でも、年金事務所に届出が必要）
- 年金事務所・健康保険組合・厚生年金基金から『賞与支払届』が届きましたら、代表印を押印し、弊社までご送付下さい。
- 賞与計算が済みましたら、賃金台帳を弊社までご送付下さい。（FAXでも結構です。）

年間賃金台帳について

手続きをご依頼いただいている企業様は、12月支給分の給与計算が済み、年間賃金台帳ができましたら、エールまで個人別の年間賃金台帳をFAX、メールまたはご郵送いただきますようお願い致します。（月別の賃金台帳をご送付頂いている企業様は月別の台帳で構いません。）

年末年始

お仕事備忘録

今年もいよいよ残りわずかとなってまいりましたが、年末年始の社内的な業務の計画は万全でしょうか？
毎年のことながらなかなか忙しい中での確認は大変なことです。最低限終わらせておきたい業務をまとめました。

1. お歳暮、年賀状の送付

お歳暮を贈る時期は 12/10 頃から 12/20 頃が正式な日にちです。遅くても 25 日までに贈りたいです。

万が一 12 月 25 日を過ぎてしまった場合は、慌てて年末に贈らずに年明けの **1/1 から 1/7 日（松の内）**の「お年賀」として贈ることをお勧めします。また松の内を過ぎてしまった場合は、**2/4（立春）**までに「寒中御見舞」と贈ることもできます。

年賀状を元旦にお届けしたい場合の送る時期は、**今年の引受期間は 12/15 から 12/25** です。

また、余ってしまった年賀状は有効活用しましょう。書き損じでも 1 枚 5 円の手数料を支払えば下記の物と交換ができます。

- 通常切手（弔事用切手を含む） ■通常はがき、往復はがき（その他の郵便はがき） ■郵便書簡（ミニレター）
- 特定封筒（レターパックプラス・レターパックライト）



2. 仕事納めの段取り確認

- ①大掃除の役割分担、時間配分、廃棄物処理の依頼
 - ②休暇中の従業員の緊急連絡先確認、その他注意事項を社内に通知など
 - ③取引先への年末年始休暇のお知らせ、郵便物の配達休止の手続き、戸締りなどの保安措置
 - ④取引先の年末年始の休暇確認、関係官庁・取引先への年末のあいさつ
- ～官公庁：12/29～1/3 銀行：12/31～1/3（ATMは使用可能 ※時間帯は要確認）～
- ⑤忘年会の準備と実施、初出式の準備、年始回りの準備



3. 税務、労務関連の確認

- ①給与所得の年末調整
- ②固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付
- ③納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（当年6月から11月）の納付、また7月から12月分源泉所得税の納期限の特例届出書の提出（提出期限…12月20日）
- ④消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申出（申告期限…1月4日）
- ⑤法人・個人事業者の期間短縮に係る確定申告～消費税・地方消費税～（申告期限…1月4日）

エールの年末年始休業のお知らせ

誠に勝手ではございますが、下記の期間年末年始休業とさせていただきます。
何卒ご理解のほど宜しくお願い申し上げます。

平成28年12月29日（木）～平成29年1月4日（水）

なお、12月28日（水）は12時にて営業終了、
1月5日（木）9時より、平常通り業務を行います。

企業 PR コーナー

貴社の製品、サービスなど企業PRを掲載します。ご希望がございましたらご連絡下さい。

弊社は住宅から保育園、旅館などの商業施設からオフィスまで、屋内外の植物のデザイン、施工、メンテナンスを行っている企業です。また今年よりは新たに、「HITOHACHI (ヒトハチ)」という小売事業ブランドを立ち上げました。

en 景観設計株式会社

TEL: 045-682-7719

MAIL: info@enlandscape.co.jp

WEB: enlandscape.co.jp



2017年2月末までは**ウィーン**スクエア横浜[アット!]
1st 1階にて催事出店中!
是非お越し下さいませ。

コンセプトは「調和」
人、街、建築とが調和した植物の空間造りを通して、人と自然がより豊かになることを目指しております。



「育て方がわからずすぐ枯らしてしまう」「インテリアに合う植物がわからない」などのお悩みを持つお客様に、植物と鉢を自由に組み合わせ、最適な一鉢をご提案いたします。

HITOHACHI (ヒトハチ)

TEL: 070-4102-9605

WEB: www.hitohachi.com



スタッフコラム

今月のコラムは、
可児が担当します



今年も残すところ、あと1か月となりました。

12月は年末に向けての大掃除や、年賀状の準備、新年度に向けての準備、今年立てた目標達成に向けてのラストスパートなど、忙しくされている方も多くいらっしゃるのではないのでしょうか？心を亡くさないよう、注意していきたいです。さて、今回はちょっと早いですが、私の初詣についてご紹介します。

私は毎年京都の伏見稲荷大社にて参拝しております。

初詣の人気ランキング上位の所へわざわざ足を運ぶと思われるかもしれませんが、そういうわけではなく、実家が自動車修理・販売を営んでいる関係で、幼い頃より毎月元旦に家族で伏見稲荷大社に参拝して、商売繁盛を祈願していました。

お参りする場所・ルートがすべて決まっており、1時間程かけて巡ります。

初詣の私の願いは「前年ありがとうございました。今年もよろしくお願いします」から始まり、前年の反省と今年の決意を伝えています。

薄暗い中、石段を一步一步踏みしめ、すれ違う方に挨拶し、参拝することで、今年の決意をより強く感じられる気がします。

皆様もぜひ初詣に出かけ、2017年の決意を誓い、2018年にその後報告をしてみたいはいかがでしょうか？ちなみに、伏見稲荷大社は深夜2時～5時の間が比較的空いていておすすめです！

